

給付付き税額控除制度の導入に関する対応について

国において、「所得に連動したきめ細かな給付」の導入に向け、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場が設けられたところではありますが、制度の具体的な内容が十分に示されない中で、地方の財政負担に関する議論が拙速に進められていることは遺憾であります。

よって、当該制度の導入に当たっては、地方の行財政運営に十分に配慮するとともに、地方の実情を十分に踏まえた制度設計とすることが何より重要であると考え、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

記

- 1 国は、給付付き税額控除制度の導入に当たり、地方が提供する社会保障サービスをはじめとする各種行政サービスに影響が及ぶことのないよう、必要な財源を確実に措置すること。
- 2 国は、当該制度における給付事務について、自治体の事務負担に十分に配慮した効率的で簡素な制度とするとともに、事務負担の軽減に努めること。また、給付事務を担う人材の確保が困難な自治体への支援を講じること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和8年9月29日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策担当）

全世代型社会保障改革担当大臣

衆議院議長

参議院議長

その他関係筋

注 なお、衆参両院議長に対する意見書については、本文中「国は」を「国会は」に改める。